

No.	評価対象施策名	所管部局
1	農林業の振興(林業の振興)	農林水産環境部

● 施策評価の実施（第1回京丹後市行政評価委員会における意見の要旨）

（所管部局から資料「施策評価調書」に基づき説明）

委員 過去に評価を行った施策では、目標値が必ず掲げられていましたが、林業の振興においてはどうでしょうか。

委員長 施策評価調書の目標値などの欄で、総合計画と個別計画ともに目標がなしと書いてあるということの背景を確認されたいということですね。

委員 はい。

冒頭の所管部局からの説明を聴くと、獣害被害や自然災害の防止のため、森林は非常に大事だと思います。そのため、目標値がないという部分が気になった次第です。

委員 森林の中には、市有林、府有林、民有林とありますが、京丹後市としてどこまで責任を持つ必要があるのでしょうか。

民有林については、私の山だと言われれば手が出せないのか、それとも森林全部について、市が関与していかなければならないのか、先ほどの所管部局からの説明では分からなかったので教えてください。

委員長 交通整理させていただくと、一つは、総合計画や個別計画で目標値がないのはなぜなのかということで、背景などがあれば教えていただきたいと思います。

もう一つは、林業の問題を考える際に、森林について所有者の関係からどういった区分がありうるのか、市域の74%が森林で、そのうちの26%が人工林で、それ以外は人工林ではないという説明でした。

本施策は、恐らく人工林の部分に手入れを行っている施策だと思われませんが、その他の自然林の部分は本当に何もしていないのかということや、人工林の中でも民有林で立入禁止となっているものについては、何もできないものもあるのかなど、基礎情報をもう少し教えてください。

所管部局 二つ目の点についてですが、市として主体的に行っているのは、各地域と分収契約を締結しているところを重点的に行っております。

所管部局 市が行っているのは、まず、市有地の造林というものがあります。

施策評価調書で言えば、市行造林事業というものがありますが、これは市有林の保育施業を行っています。

分収契約というのは、例えば、京都府森と緑の公社などと80年間保育施業を実施するという契約を結び、その契約の中で、80年後にこの木が売れた際には、7対3の割合で収益を分配しましょうという契約のことで。

契約期間は、保育施業を行っていくということになります。

保育というのは、長い期間、例えば80年という期間を決めて、その間、植林から、雪起こし、枝打ち、そして間伐を行い、80年後に木を切ります。

そして、木を切ることで用材になりますので、1万円で売れば、3千円と7千円で分配しましょうという分収契約を行い、造林を行っていくという手法もあります。

それを個人が所有する山で行うということもあり得ます。

このように、森林というのは長い年月を掛けていかないと、お金にならないということが一番大きな障害となっています。

それから、個人が所有する山については、植林を行う場合は、所有者にとっては、50年以上が経過しないとお金にならない、でも、植林をするといくらかの負担が発生すると、しかも、分収により収益の何割かしか収入にならないということになります。

戦後においては、木材需要が増大し、植林が進んだことにより、現在の26%の人工林率になったということです。

また、以前は、松の木や自然の木が売れたり、区の山の木を使って公民館を建てたりと、用材を売ることで、公民館を建てる原資ができたことなどにより、森林所有者は、山に対しての意欲がありました。

しかし、今は、山の木を用材とするためには、コストが掛かります。

しかも、安価な外国産の材木の影響で、家を建てる際の需要も多くあるわけではなく、また、用材が高い値段で売れないという現実もあり、現在は、山に対する認識が以前と全く変わってきています。

委員長 もう一つ、質問のあった目標値についてはいかがでしょうか。

所管部局 整備率を上げるということを必要な目標として挙げてはいますが、膨大な

面積の森林について、どのように数値目標を持つかということが課題となっています。

整備率を上げるためには、分収契約などにより、山の手入れを行ってあげば良いのですが、所有者の転出により、誰が所有者かが分からないなど、分収契約ができない場合があります。

また、山の所有者が祖父名義となっていて相続手続きができていないため、相続人が複数存在したり、地区の財産区のように所有者がAさんほか45人などの複数名義になっていたりという山もかなりあります。

これらの山について分収契約を行う場合は、全ての方の同意書が必要になってくるため、分収契約を結ぶことがなかなか難しく、民有林や区有林の場合、分収契約を行う上で、特にこの部分が障害となっています。

市行造林においても、できるだけ分収契約を結び、整備率を上げたいと考えていますが、山を整備するためには膨大な費用が掛かるため、予算上の関係で、整備率を上げることは難しいというのが実態です。

これらのことから、目標値を設定することは、なかなか難しいと考えています。

ただし、このままの状況を放置しておくとは非常に危ないという危機感があります。

委員長 どのように目標を立てるかが難しい面があるということですね。

委員 どこの山であろうと市としては放っておくことができないという理解で良いでしょうか。

先ほどの説明ですと、どこの山であろうと何らかの形で行政が関わっておられるという理解をしたほうが良いですね。

所管部局 はい。

委員長 確認させていただきたいのですが、そうすると、何も山の手入れをせず、放ったらかしにしている人のほうが得ということになるのでしょうか。

自分でしっかり山の手入れをされている方とそうでない方で、不公平にならないでしょうか。

それでも行政が、そして行政の中でも国や府ではなく、市が行っていかなければならないというのは、どういった理由によるのでしょうか。

所管部局 放置竹林を放っておくと、森林侵食が進み、森林の持ついろんな機能が損なわれるということが大きいと思います。

また、山全体が竹やぶになった状態から竹をなくすためには、3年程度掛かりますし、竹林を無くすことで、有害鳥獣が出なくなるという効果もあります。

例えば、里山などにおいて、見えるところを少し切り開くだけで、バッファゾーンというような機能も出てきます。

放置竹林の事業というのは、それにも寄与していると認識していますし、放置竹林の事業は、伐採ばかりでなく、伐採した竹を利用する事業も加わっているということもあります。

現在、放置竹林の事業については、京都府から50%の補助金の交付を受けて事業を実施しています。

また、人工林については、森林を放置すると自然林よりも悪い影響が多く出てきます。

そのため、間伐の促進が行われているところですが、間伐についても、京都府の事業を活用し、個人の負担無しで、対応をしているという状況です。

そういう意味では、山については非常に経費が掛かりますが、市としても、この部分には、一定の費用を掛けて事業を行っていく必要があると考えています。

委員 先ほど、山の所有者が転出してしまっていて、所有者が誰か分からないという説明でした。

しかし、所有者は、固定資産税を支払っているはずなので、所有者は、誰かが分かるのではないのでしょうか。

所管部局 所有者と納税者が異なる場合もあります。

また、森林の相続手続がされていない場合、例えば、2代前の方の山になると、多くの相続人が存在し、全ての相続人の所在を掴むことが非常に困難ということもあります。

所管部局 個人が所有する山の多くは、森林面積が狭く、また、点在しているため、その部分だけに植林すると非常に効率が悪くなります。

そのため、分収契約により森林組合が造林を行っていく場合、もっと大き

な単位、一定のエリア全てを造林することになります。そうなるとそのエリアの所有者全員の合意が必要になってきます。

その所有者の中に、お金にならないので植林や造林をしないという方がおられると、造林ができないという問題があります。

したがって、今は、まず、植林された山を優先し、用材となるものを作っていくことが第一だと考えています。

委員長 全国的にも、山を放ったらかし、荒れ放題にして、周りに迷惑を掛けるという状況もあると思いますが、そういうことに対して一定のペナルティーや規制などはないのでしょうか。

山ではなく、個人が所有する家屋敷の例で言えば、自分のものだからと自分勝手なことをして、周りの人に迷惑を掛けていたら、それは許されるはずもなく、最終的には何らかの方法で解決することになります。

山については、行政が関与するということに対して、それで良いのかという疑問はあります。

所管部局 最近では、山に関心がないということだと思われれます。

それと、境界が分からないということもあると思われれます。

例えば、木が倒れていても、相手が分からないから、誰に言って良いのかが分からないということが、現実的な問題としてあります。

年配の方でようやく自分が所有する山の隣の所有者が分かるような状況で、今後、山の所有者の世代が若くなるにつれ、そういったことが非常に大きな問題になってくると思われれます。

委員長 施策目的の1番で、林業の従事者を確保し、林業で稼いでいけるようにしていくということが記載されていると思われれます。

毎年度ごとに、林業の振興という施策に、約1億8千万円のお金が使われています。

木が売れるようになるまでには、長い年月が掛かるということで、過去50年から60年の間、行政が行ってきた投資に対し、今後10年後に木を販売することによって見込める利益はどのくらいの金額になるのでしょうか。

イメージを把握するために、大まかな金額で構いませんので教えていただけないでしょうか。

当然、木を切った後は、また植林を行い、60年間保育を行っていくのかということがあると思いますが、それはどのくらいの費用対効果になるのかということが分かるのであれば大まかに教えていただきたいのですが。

所管部局 費用対効果を数字で明確に出すことはできませんが、合併前の旧町の時代に、50年間の契約期間で分収契約を結んでいた町行造林地があり、契約から約30年が経過した時点で、残りの20年間についてお金を掛けて保育を行っても、掛けた費用が回収できないので、契約期間を50年から80年に延長しようということになりました。

つまり、80年間保育を行った木を販売することで、何とか採算が取れるということが、この分収契約の期間延長議論の中で出たということを経験してもらえれば、費用対効果の議論としては、余り良くないということになります。

委員長 森林組合で働いている人は、専業で林業をされているのでしょうか。

また、林業に従事されている方はどのくらいおられるのでしょうか。

所管部局 林業の担い手になっている森林組合の作業班で従事されている方の人数は、33人です。

これらの方が、3から4人の班を組んで、山に施業に行かれたり、草刈りに行かれたり、作業路を作られたり、個人に対して営業されてきた山の保育作業に従事されたりしています。

委員長 所管部局からの説明で、後継者育成が重要とありましたが、後継者の育成は厳しい状況でしょうか。

所管部局 現在、市と森林組合で組織をしている丹後地方林業振興会において、森林プランナー研修を行っており、その中で、20代後半の方や退職された方など、約30の方に受講していただいて、チェーンソーで木を切ったり、間伐をしたりなど、いろいろなことを行っています。

そこで受講された方のうち2人が、森林組合に就職され、現在、林業作業にも従事されており、若干ではありますが、後継者の育成ができています。

委員長 33人の方は全て市内の方でしょうか。

所管部局 はい。

委員長 施策目的について、委員の皆さんのご意見はありませんか。

委員 施策方針の3番の林業の特産品の振興と活用について、丹後地方林業振興会で実施しているということですが、市は、丹後地方林業振興会に対し、どのようなスタンスで関わっているのでしょうか。

所管部局 丹後地方林業振興会では、市内にたくさん山がある中で、山の資源をいろいろなものに活用できないかということを研究しています。

例えば、山にたくさんあるチップ、間伐材の再利用であったり、個人が軽トラックで搬出した太さ10cm以上で、長さ1m以上の木材を買い取ってチップとして使うという木の駅プロジェクトであったり、最終的には、バイオ発電とか、いろいろなものに加工していくということを、現在検討しています。

所管部局 合併前には、それぞれの町に森林組合があり、6つの森林組合と6町とで、丹後地方林業振興会を構成していました。

6町の合併後、森林組合も合併を行い、現在、京丹後市と森林組合の2者で、丹後地方林業振興会を組織しています。

また、市の職員より森林組合の職員のほうが林業に精通しており、森林組合は、京丹後市における林業の担い手として欠かすことができない存在ということになります。

所管部局 経費の関係としては、林業総務費一般経費の中にある85万8千円の京都府林業振興会等負担金を市から京都府林業振興会へ支出しています。

この市からの負担金と森林組合からの負担金が京都府林業振興会の活動経費となります。

委員長 施策目的について、現時点では、現在書いてある優先順位のとおりになるのかなと思いました。

現在、存在している人工林をそのまま何も手を加えず放置できるという状況にはなく、何十年も掛けて育ててきた以上、費用対効果は良くないものの、もう少し育ててから伐採することが一番妥当と思われます。

一方で、何年後に木を切るのか分からない、80年後というのは少し長すぎる気がしますので、コストの把握をシビアに行い、できるだけ市が支出するお金が少なくなるようどこかで折り合いを付けて、伐採を行い、回収できるものは最低限回収するということになると思います。

伐採した後は、収益が確保できる範囲であれば、もう一度植林したら良いと思いますが、そうでない場合は、施策目的の2番の優先度を高くして、災害がなく、そして山を適切に管理していくことをできるだけ低い行政コストで実現するというのが、いろいろお話を聴く中で妥当かと思われま

す。市行造林事業というのは、もともとは市が木を育てて、その木を売ること

で、市がお金をもうけていくという話ではないかと思いますが、現状では、赤字になっているような印象を受けます。

しかも民有林であれば固定資産税が入ってきますが、市有林では税も入ってこない

ので、良いことがないような気がします。

そうであれば、現在、育てている人工林の伐採が終わったら、できるだけ行政コストを掛けずに維持できる山林へと変えていく、そういう意味では、施策目的の1番と2番の優先順位が適切な時期に変わっていくべきと思われ

ます。

説明を聴く限りでは、市内に70%以上ある自然林については、手を掛

けなくても自然に育っているように思われますので、人工林についても、お金を掛けずに国土保全にも役に立っていくという形のほうが良いのではないで

しょうか。

所管部局 森林を放っておくということは、我々としては考えにくいです。

森林における自然というのは、手を掛けて整備された自然と全く放置され

た自然に分けられると思いますが、確かに、市内面積の74%を森林が占めている中で、その森林の全てに手を掛けていき、お金を掛けていくということにはなりません。

今後は、地域や集落で森を育てていくという意識醸成が必要になってくると思われ

ますが、一方で、コストが掛かるという現実もありますので、そこに補助事業など、行政のコストを投入することは、必ず必要になってきます。

森林の持ついろいろな役割を保持していくためにも、行政のコストを投入することは大事だと考えています。

また、木質バイオマス発電など新たな事業展開をすることで、現在の森林に対する考え方の見直しも出てくるのではないかと考えています。

先ほど説明した木の駅プロジェクトもその一つとして考えており、市民が

切捨て間伐材の搬出に要した費用について、モリ券という、地域通貨を発行する実験をやっており、このことにより市民が森を守るという意識作りをしていきたいと考えています。

また、集まった間伐材を原料としたチップや、現在、地球温暖化の関係で関心が高まっている薪ストーブも追い風になってくると思います。

更に、木質のペレットについても、10年前はコストが合わなかったのが、今は、少しずつ合うようになってきたこともあり、何らかの動きが出てくるのではないかと考えています。

市では環境施策として、薪やペレットストーブの設置補助を行っており、これらの取組から、木質バイオマスの利用も手法の一つとして出てきますので、こういった新たな動きをすることで、森林整備に掛けるコストについて理解を得ていきたいと考えています。

したがって、森林を放置したほうが良いということにはなりません。

委員長 私が申し上げたのは、森林を放置したほうが良いという趣旨ではなく、杉を売ってもうけようという発想は捨てざるを得ないのではないかと、できるだけ手を掛けずに、地域にとって良い効果を生むような森林にしていくべきと申し上げただけです。

杉を育てるということについても、一度始めてしまった以上、何十年とやらざるを得ない面もあると思うので、仕方ない面もあると思います。

植林した杉を現状のままで放置するというにはなりません、そのまま次のスパンに入るということも少し考えにくい、あるいは、地域や場所をかなり工夫していく必要があるということです。

本来は、民間ですべきことなので、行政が手助けして初めて杉を育てることが成り立つという仕組みでは具合が悪いので、次はそれ以外の形で、この森林設計を考えるべきではないかということです。

次に、一つ一つの事務事業がそれぞれの施策目的や施策方針の手段として、効果的なものなのか、削減の余地はないかという観点から、ご質問やご発言をお願いします。

委員 予算額が付いてない理由は何かあるのでしょうか。

所管部局 一番上の、森林整備地域活動支援事業については、平成19年度から平成

23年度までの5年間の事業のため、平成24年度は一旦休止としています。
委員 平成24年度の予算額がないにも関わらず、今後の方向性が現状維持となっているものもありますが。

所管部局 森林施業路開設事業と間伐施行事業は、今後、補正予算で対応を行う予定で、当初予算額には計上されておりません。

所管部局 これらの事業については、補助金要綱の中で、森林組合が京都府から補助金の交付決定を受けたものに対して、市が補助金を交付するというようにしており、当初予算編成の段階では、事業実施箇所が確定していなかったため、当初予算への計上を行っておりません。

委員長 今年度も、昨年くらいの規模で事業を実施する予定という理解でよいでしょうか。

所管部局 はい。

委員 京都府の補助金に加えて、市も補助金を交付ということになっていますが、森林組合の自主財源では活動が難しいということでしょうか。

資料を見ると、森林組合の職員に対する退職金についても京都府と市で補助されていますし、社会保険についてもほとんど補助となっています。

所管部局 森林組合の自主財源だけでは厳しいのが現状です。

したがって、林業労働者新共済事業や緑の担い手育成事業など森林組合への支援を打ち切るということは、現在の状況では難しいと考えます。

これらの事業は、全て市の単独事業ではなく、京都府からの補助金の交付もあります。

補助がないと運営できないというのが実情です。

委員 仮に京都府からの補助金が打ち切られた場合はどのようにされるのでしょうか。

その部分を京丹後市から補助していかれるのか、それとも市も補助を打ち切られるのでしょうか。

所管部局 京都府も林業育成に力を入れていますので、補助金が打ち切られるということはないと考えています。

委員 緑の少年団活動支援事業、林業総務一般経費、林道等整備事業など、根拠法令がなしとなっている事務事業がいくつかありますが、根拠法令がなくて

も市から補助金を交付することができるという理解で良いでしょうか。

所管部局 林業総務一般経費については、補助金ではなく負担金を林業関係団体へ支出しています。

所管部局 林道等整備事業については、補助金の根拠法令はありませんが、補助金の交付を行っています。

委員 平成24年度予算額が平成23年度決算額の倍になっているにもかかわらず、今後の方向性が現状維持となっているのはなぜでしょうか。

委員長 例えば、森林総合研究所分収造林事業については、今後の方向性が現状維持になっていますが、平成23年度決算額と比較して平成24年度予算額が大きく増えており、今後の方向性欄と評価調書の予算額欄の内容と整合が取れていないのではないかとこの質問です。

事務局 今後の方向性というのは、平成23年度決算額と平成24年度予算額を比較したものではなく、平成24年度の当初予算額を基準として、今後、平成25、26、27年度の3年間の予算規模がどのようになっていくかで判断しています。

委員長 緑の少年団活動支援事業について、団員は特定の地域の方に限定されているのでしょうか。

もう少し、実態や現状などについて教えてください。

所管部局 峰山町長岡緑の少年団ということで、平成2年に設立をされています。

団員数は、現在14人で、団員は、長岡小学校の大体3年生から6年生の児童になります。

そのほかに、指導者が10人くらいおられて、募金活動、KTR峰山駅前や市内の環境整備活動などをされています。

緑を愛し、緑に親しんでもらうという活動を通じて、子供たちにふるさとを愛し、豊かな人間に育っていくことを目的としており、そういった活動に対し、市から助成を行っています。

委員長 趣旨としては、この施策に位置付けられていてもおかしくない気もしますが、最近では、地域力の活動などもありますし、市の中でもそちらの政策での枠組みでも良いような気がします。

また、節約という観点からは、市以外、例えば京都府などへ資金を求めて

いくなど、自立に向けた検討ということも考えられると思います。

所管部局 この団体に活動補助金として交付しているのは事業費のうち5万円となります。事業費の残りの6万4千円は、市が直営で事業を実施しており、市が桜の苗木を購入し、各地区へ配布するという事業となります。

したがって、平成24年度予算額の11万4千円の全てが緑の少年団に対する活動補助金ではありません。

委員長 事業内容が特定の地域に限定されているから駄目ということはないのですが、同じ小学校で一定の学年のときにこういった活動を行うということで、心豊かな人間に育っていくということにつながると言えばつながるような気がします。

事業の内容を聴きたかったのでお尋ねしました

委員 市行造林事業【明許繰越】については、平成24年度の予算額がありませんが、今後補正予算で対応されるということでしょうか。

事務局 一般的には予算単年度主義に基づき、その年度の事業はその年度内に実施することになりますが、明許繰越というのは、いろいろな理由によりその年度内に事業を完了することができなかったということで、予算を翌年度に繰り越した事業です。

この事業については、平成22年度の予算を実施する予定だったけれども、事業を実施することができなくて、予算を繰り越して、平成23年度に事業を実施したということです。

したがって、この事業については、平成24年度に予算計上されることはありません。

委員 この事業は廃止ということでしょうか。

事務局 廃止ということではありません。

所管部局 市行造林事業【明許繰越】の下に、市行造林事業という事業があり、これが平成23年度の事業となります。

事務局 この2つは、同じ事業ですが、市の予算の整理上、調書のように区別されています。

委員 森林適正整備推進事業について、平成24年度の予算額が平成23年度の決算額と比較して3倍に増えていますがどうしてでしょうか。

所管部局 工事請負費が、大きく増加しており、主に間伐面積が増えたことによるものです。

要するに事業量が増加したことが増えた要因の一つとしてあります。

補助金部分についても、昨年度は6haであったのが、今年度は17haと事業量が増加したことにより、補助金額も増えております。

委員 間伐するところを増やしておられるのでしょうか。

所管部局 植林本数が植林した年によって異なるため、年によって間伐を行う面積が変わることによるものです。

委員 平成24年度予算額は、まだ、事業を実施していないので、今の段階では計画ということですね。

所管部局 はい。

委員 ということは、事業が実施できなかった場合は、事業費を減らすことができるということですね。

所管部局 私有林について森林組合が個人に営業を行い、個人と森林組合との契約ができたものを当初予算に計上していますので、事業を実施しなかったり、事業費を減額したりということは考えにくいです。

委員長 市行造林事業について、保育した木を伐採して、出荷する時期のピークは大体いつ頃になるのでしょうか。

問題意識としては、どこかで事業を止めたり、大きく見直ししたりすることが必要ではないかと思えます。

少しずつ、植林し、伐採していたのでは、止めるきっかけがないのではと思ひ、質問しました。

所管部局 新植については、最近は非常に少ない状況です。

鹿による食害が非常に深刻で、苗を一つ植えるのに、そこにネットを掛ける必要があるなど、非常にコストが掛かります。

分収契約を行った地域からも、被害を受けたのもう一度被害地の造林をして欲しいという要望もありますが、食害と雪崩などにより、対応できていないのが現状です。

費用対効果の面も考えながら、現在は、植林は少なくして、下刈り、雪起こし、除伐、間伐という保育と森林作業路という道路の開設へシフトしてい

ます。

委員 長 市行造林を伐採して、販売するピークはいつ頃でしょうか。

所管部局 日が当たる向きなど場所によって変わりますが、標準的には40年から45年すれば用材としては出荷できるということになります。

なお、これまでは、間伐を実施すれば補助金が交付されましたが、平成23年度から国の制度が変わり、間伐したものを搬出しないと国の補助金が交付されなくなりました。

そのため、現在では、搬出間伐を行っており、用材になるものは、木材市場に出荷し、用材にならないものは、パルプや林ベニアの原料として出荷しています。

委員 長 冒頭に所管部局から45年を経過しないものが約半分という説明があったので、出荷の時期がもうじきなのか、20年くらい掛かるのかでは大違いだと思い、質問しました。

事務局 補足説明をさせていただくと、少し前までは新植について凍結をしていた時期もありました。

しかし、せっかく木が育つ土壌があるのだからどうしてもそこに植えたいという要望や、食害の被害地へもう一度植林して欲しいという要望もあり、現在も植林を行っています。

また、既に植林されているものについては、保育をしておかなければこれまで行ってきたことが無駄になってしまうということもあり、市行造林事業の予算額は減少してきていますが、事業としては継続して実施しています。

旧町時代の約20年前から、どの町でも取り組んできた事業で、順次、木が大きくなってきているところもありますが、木を売った収入よりも搬出に要する経費のほうが掛かることから、搬出できないというケースもあります。

また、もう少しすれば、搬出の適齢期が来るまとまった大きなグループがあると聞いていますが、高い金額で売れないという問題もあります。

所管部局 市内の山林面積は広いため、ブロック分けして、ブロックごとにローテーションして間伐を行っています。

予算的な理由から、新植を抑えています。既に植林されているものをいかにお金に変えていくかということで、保育や間伐を現在行っています。

先ほども説明しましたが、間伐をしても搬出をしないと補助金が交付されないということになりました。

従来 of 事業に加え、作業路を開設する経費が掛かるため、予算的に非常に厳しい状況です。

委員 市行造林事業は、各町でされているのでしょうか。

所管部局 旧町時代からしていたため、各町で行っています。

委員 撤退すべきではないのでしょうか。

委員長 表現などは検討してみたいと思います。

松くい虫駆除・処理事業について、行政がやらなければならないものではないでしょうか。

防風林の維持は、昔は防風林によって守られる家や農地の所有者が実施されてきたことではないのでしょうか。

所管部局 市が事業を行っているのは、海水浴場などの公共的なところだけです。

したがって、個人の山などについては行っておりません。

平成24年度は、網野町掛津、小浜、丹後町竹野、筆石、久美浜町湊宮地内について、薬剤の樹幹注入と伐倒駆除による防除を行っています。

委員長 今、説明があった事業箇所は、市有地ですか。

所管部局 区有地などもあります。

委員長 民間に任せていたら、枯れてしまうということも分かるのですが、市が行わなければならないことなのかという疑問があったので質問しました。

所管部局 京都府が高度公益機能森林（飛砂防備保安林等）に指定した箇所について樹幹注入等の事業を行っており、個人の土地に対しては、事業を行っていません。

ただし、全ての松林の防除を行っているわけではないため、防除を行っていない隣の民有地の松の木から松くい虫が飛んでくるという問題もあります。

市民協働ということで、作業は地元で行うので市からは薬剤の補助を行って欲しいという要望も地元からは聞いております。

委員 多くの事業を森林組合へ委託して実施されています。

契約方法が入札であれば競争の中で、委託金額が決まりますが、市と森林組合との一対一の関係の中で、こういった形で単価や委託金額を算出されて

いますか。

所管部局 設計単価については、京都府が定める森林整備の標準単価があり、それを使って事業費を算出し、発注を行っています。

事務局 参考にですが、市行造林事業と森林総合研究所が実施する分収造林事業があります。

森林総合研究所分収造林事業については、評価調書に記載のとおり、事業費の4百70万円に対し、一般財源額が3千円となっており、事業費のほとんどが森林総合研究所の負担となり、市にとって非常に有利な事業となります。

森林総合研究所分収造林事業の割合を拡大し、市行造林事業を縮小していくことはできないのでしょうか。

所管部局 森林総合研究所も余裕があるわけではありませんので、新たに森林総合研究所分収造林事業を増やしていくことは厳しいのが現状です。

森林総合研究所分収造林事業は、旧久美浜町時代に実施していた3か所だけを京丹後市になってから実施しており、ほかの5町では実施していません。

所管部局 こういった有益な事業を活用するなど、できる限り市の財源が少なくなるような形で努力していきたいと考えています。

委員長 森林の問題全体としては、50年から60年と非常に長い期間で見ていく必要がありますが、外部の視点から見てもなかなか難しい問題だと感じました。

所管部局からの歳出抑制の考え方として、林道の舗装繕工事費の縮小を検討していくことで対応したいとあります。

今後、合併特例措置がなくなっていく中で、一つの目安の金額として、3年後くらいには、こういった施策では130万円から140万円くらいの削減が必要と事務局から伺っています。

具体的に林道等整備事業で、3年後くらいに130万円くらい減らすことができるのか、また、減らすことによってどのような影響や変化が生じるのかについて、委員会での議論の参考に教えていただけないでしょうか。

所管部局 林道崩壊のほとんどは、ゲリラ豪雨、集中豪雨や台風などにより発生しますが、これらについては、地元負担が1%や2%と非常に少なくて済む災害

復旧事業を活用することができます。

したがって、林道崩壊については、できるだけ災害復旧事業を活用して復旧していきたいと考えています。

一方で、林道等整備事業で事業を行うと、地元負担が高くなります。

そのため、できるだけ現場精査を行い、平坦な林道については舗装を我慢して、軽トラックなど車両の通行により道を傷めることになる急な林道など、本当に必要なところだけ舗装をしていくことで、縮減額が130万円から140万円になるかどうかは分かりませんが、事業費の縮減を図りたいと考えています。

委員 長 どの林道を整備するかということについては、森林組合ではなくて市側で主導的に決めておられるのでしょうか。

所管部局 はい、一定の基準を満たして施工された路線を林道として市が認定します。

地元要望を受けて、市の職員が現場の精査を行い林道の認定を行いますので、林道整備地の決定に、森林組合が関与することはありません。

委員 長 林道の舗装修繕工事費の縮小だけでは、歳出抑制の目標額に達しなかった場合は、どのように歳出抑制を図っていかれるのでしょうか。

所管部局 歳出抑制の目標額は部局単位で設定されています。

農林整備課として歳出抑制について検討する際には、林道の部分にウェイトを置いておりません。

例えば農地整備の部分など、課の事業全体で抑制を検討しています。

林道の舗装修繕工事費だけでは目標額に達しないから、別の林業進行の施策で抑制するという事は考えておりません。

委員 長 委員の皆さんにお伺いします。

今の説明を受けて、所管部局の歳出抑制の考え方が妥当と考えられるとか、それとももっとこういったアイデアがあるのではと考えられるとか、ご提案ください。

今、議論しているのは、歳出抑制のアイデアですので、直ちに実行しなければならないというものではありません。

仮に財政規模をより縮小することが必要なときに、例えば候補としてこういったアイデアが考えられるという提案を大胆に行うという趣旨のものです。

委員 用材を搬出するためには道を付けなければならないという所管部局からの説明でしたが、道を付ければ、また整備費が掛かってくるわけですね。

所管部局 補助金を交付してもらうためには、間伐をした木を搬出しなければならないことになっていますので、道が必要になってくるため、建設コストが掛かります。

委員長 それは作業路になるのでしょうか。

所管部局 作業路になります。

委員長 ある程度のものになれば、林道にする場合もあるのでしょうか。

所管部局 林道があつて、そこから枝線として作業路を引っ張ることになります。

委員長 正直、作業路の引き方次第で、建設コストが大分変わるということでしょうか。

所管部局 はい。コストのことを考え、作業路の引き方の検討をしていく必要はあります。

委員長 そういったノウハウやセンスを持った方にやっていただくことで、コストも大きく違ってくると思われませんか。

所管部局 小さな塊ではなく、まとまった搬出ができるのが望ましいということになります。

一つの作業路で、例えば5haの面積について用材の搬出ができるのと、1haしかできないのでは搬出コストが大きく違ってきます。

いかにまとまった面積を確保するかが大事と考えています。

委員長 所管部局からのヒアリングはここまでにしたいと思います。

このあと、委員会でまとめの議論を行い、評価結果の原案を作成し、それを所管部局にも見ていただき、次回の委員会で再度ヒアリングをさせていただくという流れになります。

長時間に渡り、ご説明いただきありがとうございました。

(所管部局退室)

委員長 まず、議論させていただきたいのが、今後の方針と歳出抑制の視点についてです。

所管部局の説明を聴く限りでは、所管部局の歳出抑制の考え方である林道の舗装修繕工事費の縮小で歳出抑制の目標額が達成できるような印象を受けました。

目標額が達成できるのであれば、その考え方で良いのかなと思ったのですが、皆さんの率直なご意見はいかがでしょうか。

委員 予算の総額を決めたら、その範囲内で林道の整備をされるのではないかと
いう印象を受けました。

結局、作業路の開設が問題なように感じましたが、それは受益者で事業を実施すれば良いのかなと思いました。

また、市から森林組合への支出が多いことから、やはり市からの支援などがないと組合が維持できないのかなと思いました。

委員 長 委員会の大きな方向としては、所管部局から説明のあった歳出抑制の考え方で良いということにしましょうか。

行政評価の視点から、それ以外に特にご意見などはありませんか。

委員 長 災害復旧事業もかなり実施されていますが、それについては実施せざるを得ないと思いました。

大きな方針のレベルで、本日は多く議論があったと思っていますので、その部分を報告書にまとめていきたいと強く感じています。

事業レベルで何かありませんか。

緑の少年団活動支援事業についてもご質問もありましたが。

委員 子供たちががんばってやっていることなので、良いことだと思います。

また、国、府の制度や義務的な事業ということで実施されている部分は仕方がないと思いますので、国や府からの補助金をできるだけ活用し、市からの支出額をどれだけ少なくしていくかということだと思います。

委員 長 林道に関しては、作業路の引き方について説明いただいた内容を、改めて意見として残しておこうということが良いと思います。

市行造林事業についても、ほかに受け手があるのであれば、そこに受けってもらうべきというのはもっともな話なので、そういった指摘になると思います。

松くい虫についても、議論のとおりだと思います。

実際には、難しいと思いますが、できれば協働で住民による管理をしてい

ただければ助かると思います。

委員 林道等整備事業についてですが、平成24年度予算額が平成23年度決算額から大きく増加していますが、この辺りがもう少し計画的にできないのかなと感じました。

委員長 質問し忘れましたが、なぜ増えたのかが気になりますね。

委員 全体的に予算ベースでの昨年度との比較がありませんが、増減が激しいという印象を受けました。

委員長 林道等整備事業については、平成24年度に伐採する箇所が多いため、予算額が大きく増えているようにも思われます。

必要であれば、次回、所管部局に質問してはどうかと思います。

目的レベルについて、いかがでしょうか。

委員会での意見の内容どおり報告書にまとめて良いでしょうか。

委員 施策目的の1番と2番について、時期がくれば入れ替わるという話でしょうか。

委員長 林業で儲けようという発想について、いずれ無理が出てくるのではないかということでした。

いくらお金を掛けても、儲かるような話には聞こえませんでした。

かといって、森林組合を解散してくださいという話ではなかったですし、ほかにもやっていただく事業もありますので、山を放っておいてはという話ではないということは、所管部局にも説明したところです。

しかし、杉を植えてそれを売って儲けるというビジネスモデルは、空振りに終わったので、繰り返す必要はないのではないかということは、しっかり釘を刺しておくべきと思われます。

委員 災害防止という観点からは必要な施策だと思います。

委員長 質問し忘れましたが、自然林については、手を加えなかった場合に問題がないのか、それとも影響が生じるのかについては、確認したいと思います。

森林のうち75%が自然林で、人工林率が低いことがとても残念で手入れしたいけど、一度手を入れると非常に大変ということで、合わせると何だかよく分からない話になります。

自然林について、手を加えなくても大丈夫なのかどうかについては、次回

の委員会で確認しましょう。

ほかにご意見はありませんか。

なければ、本日のまとめを原案として事務局で作成し、次回の冒頭で確認いただければと思います。

● 前回委員会評価対象施策の再評価及び評価のまとめ（第2回京丹後市行政評価委員会における意見の要旨）

（事務局から資料「外部評価結果（案）」に基づき説明）

（所管部局から資料「委員会意見に対する所管部局補足説明・意見」に基づき説明）

委員長 外部評価結果（案）について事務局からの説明と所管部局からの説明及び意見をいただきました。

目的欄について、委員会の意見としては目的の転換が必要であると考えているのに対し、所管部局からは将来的な問題ではないかという、若干のニュアンスの違いはあるかと思いますが、意見として問題ないのではないかと思います。

造林事業については、現状のまま放置していくという話では決してないときつく強調する必要はありませんが、私の個人的な意見としては、木材の売れる価格と将来的に投じていく予算額などを見据え、常にアンテナを張りセンスを持って、適切なタイミングで売っていくということが必要なのではないかと思います。

こういった意見を、施策目的欄に書くか、歳出抑制欄でもう一度書くということになるかと思いました。

歳出抑制の視点として、内部評価による林道の舗装修繕工事費を縮小していくという歳出抑制の考え方について、委員会としてもおおむね妥当ではないかと評価した上で、委員会として2つのアイデアを提案したところですが、所管部局からはその提案については難しいという意見をいただきました。

このことについて、どう考えていくべきか、委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。

委員会の進め方としては、本施策の評価の最後には所管部局に退出してもらい、まとめを行います。評価の前半部分では、ご質問や思うところを言

っていただき、所管部局からの説明や意見を聴いてみてはと思います。

アイデアは、豊かにどんどん出していくべきですが、無理な提案をしても仕方がないということも一方であります。

一つ目の提案に対する所管部局からの意見としては、当初の分収契約で決めているので、後から受益者から負担いただくことは困難であるということですが、いかがでしょうか。

委員 事業を全体的に見ていく中で、市の事業としてここまで関わる必要があるのかと感じました。

市の事業は、市民の皆さんが安心安全に暮らすことができるよう事業を進めていくことになるので、林業の振興という分野においても、森林があつてこそ、自然があつてこそ、私たちが豊かに生活できるわけです。

その中で、国や府の補助金をできるだけ有効に活用するとともに、市が行っている部分については、もっと森林組合へお任せして、林業の振興について、全体的にみていくのが、市の管理ではないかと思います。

その辺について、見直しできるようなところがあれば、良いのではないかと思います。

委員長 どちらかと言えば、行政評価の視点からのご意見をいただきました。

歳出抑制の視点からの提案の1番について、ほかの委員さんのご意見はいかがでしょう。

委員 この部分で、抑制していくのは難しいのが現状なのかなというふうには思いました。

委員長 もし、ほかの委員さんも同じ意見であれば、1番については素直に削除すべきではないかと思います。

委員 例えば、契約解除などの違約金を払ってでも、すべきところとそうでないところというような棲み分けはできないのでしょうか。

委員長 例えば、分収契約自体を止めてしまうということでしょうか。

委員 例えば、かなり範囲が広がっていると思われますので、大事なところとそうでないところを、どういうふうに判断すべきかどうか分かりませんが、やはり、今後、現在のまま続けていくことはできないと思います。

残り、30年になるのか40年になるのか分かりませんが、その30年で

要する費用について、どこかで線を引いてでも、範囲を狭めたり、面積を狭くしたりという判断は誰かがしないといけないと思います。

それを次の方に回すのではなく、どこかですべきだと思いますし、道筋でも立てていただければ、良いのではないかと思います。

このまま放っておくと、10年後にまた同じ議論になると思われるので、可能であればそういう施策が盛り込めればと思います。

委員長 歳出抑制の視点のところについて、せっかく委員会で議論をしているので何か提案を出したいと思うのですが、そんなに良いアイデアが出てこなかったというのが正直なところです。

他方で、先ほど委員から意見があったように、施策の目的の部分で転換をすることが、結果として歳出の抑制にもつながり得ることなので、歳出抑制の視点の1番と2番の意見についてそんなにこだわらずに、もう一度、大きな部分での転換について、後ろの部分に書けば良いのではないかと思います。

その発想の一つとして、先ほど委員から意見のあった、分収契約を見直して、一定の収益を狙って造林事業を行っていく地域と、手が掛からないよううまく自然に戻していく地域に分けていくというような、大胆な転換の検討を開始できないかと思うところです。

この件について、所管部局の意見はどうでしょうか。

所管部局 委員からの意見はごもっともだと思います。

分収契約というのは、初期のものでは昭和30年頃から始まっており、現在、50年が経過しており、更に契約期間を30年延長しているので、80年間の契約になります。

今後30年がどういう形になっていくか分かりませんし、契約当時には、もっと早く用材になって売れていると思われて契約されていたと思われます。

木材価格や社会現象など、いろいろな条件が変わってきたために、契約期間を30年間延長せざるを得ないという状況になっていますが、山林が現在置かれている状況というのも当然変わってきています。

災害などで損傷したところもかなりありますので、その見直しというのは必要かと思われます。

ただし、分収契約を変更するということになる、契約の相手方がどういう形で対応されるのか、我々も経験をしたことがないので何とも分かりませんが、そこで違約金を支払って、今後、そこは手を加えませんという形になるかと思えます。

一つの方法として、それはあり得るかなと思えます

作業路の開設について、田んぼの農道と異なるのは、個人が所有されている山は非常に広大な面積となり、一路線の作業路を開設すると関係者が非常に少ないということになります。

そうすると、農道であれば、関係者がたくさんおられるので、例えば農道について100万円の負担金を何十人で負担することになりますが、山の作業路の場合は、100万円の負担金を2人や3人で負担することになります。

当初の投資については市が支出して、それから先の維持管理については、全て地元で管理していただいていますので、作業路についてはやむを得ないと考えており、そのことに対して、負担金を求めることは非常に難しいと思われまます。

また、昔のように山の所有者が分かれば良いですが、現在のように所有者がほとんど分からない状況で負担金が徴収できるのかということもあります。

委員長 追加質問をさせていただきますが、今、ご説明のあった、山の所有者が^{さくそう}錯綜しているというお話は前回の委員会でも出ていました。

誰の所有なのか分からないということが気持ち悪いと言う感想もありますし、本来、周りに迷惑を掛けないように手入れすべきところを、そういった人がいないから代わりにやっているというのも、どこかで整理したほうが良いと思えます。

そういった所有の問題を国の林野庁や京都府など、市以外でも考えているのかどうかという動きはどうなっているのでしょうか。

所管部局 この前、森林法の改正があり、森林の土地の所有者届出制度が4月1日から開始しました。

届出制度というのは、例えば、森林の所有者が亡くなった場合、土地の名

義が亡くなった所有者から相続人に代わりますが、その場合に必ず届出をしなければならないということで、このことが法律で定められました。

そういった整理を、現在、国や府が行っています。

今、京丹後市でも何十件という届出を受けております。

整理は大変ですが、整理をしていかないと所有者が明確にはなりません。

委員 長 今のお話は、今後のことではなく、過去、既に行われたものも届け出なければならないということでしょうか。

所管部局 4月1日以降の分が届出の対象になりますので、それより前は届出の必要はないということになります。

委員 長 その辺を、市としてどうすべきなのか、市の所有にしたとしても良いことは余りないかもしれませんが、どうあるべきなのかを考えて、声を挙げることもあっても良いのではないかと思います。

全国的に困っておられることかと思いますが、京丹後市としてはどうあるべきかというアイデアを出したほうがよいのではないかと思います。

ほか、質問やご意見はありませんか。

委員 長 松くい虫の駆除についても森林組合で実施されているということですが、ほかの自治体でも一般的に森林組合で実施されているのでしょうか。

所管部局 ほとんどの自治体で森林組合が実施しています。

委員 長 専門的な業務ということですね。

所管部局 はい。

委員 長 外部評価結果（案）の内容について、大きくは変わらないと思いますが、これまでの議論の流れからすると、委員から意見のあった分収契約の見直しの内容を盛り込むということ、歳出抑制の視点の（１）と（２）を削除して、もう一度、しっかりと転換を図っていく、大きな動きの中で抑制を実現していくべきであるというようなことになるとと思いますが、所管部局から最後に何かご意見などありますか。

所管部局 前回の委員会で木質バイオマスの発電について少しお話させていただきました。

このことに関し、市長のマニフェストにも盛り込まれていますが、現在、地域の再生可能なエネルギーということで、木質バイオマス発電の検討を始

めようという動きがあります。

森林の搬出間伐を行うと、間伐材の中で、A、B、C、Dという4種類の材に分かれますが、AとBの材については、一定レベルの用材ということで、お金になります。

残りの枝や細い材などのCとDの材については、チップにする施設が必要にはなりますが、材としての価値がないので、チップにして、ボイラーを焚き、ボイラーによる蒸気でタービンを回し、発電機を回すことによって電気と熱を利用するというようなことを検討していこうという動きがあります。

大きな発電事業にはならないと思いますが、地域内の、例えば、温泉施設などに木質チップボイラーを導入すれば、搬出間伐がどんどん進み、良質の木も育ち、森林の整備も進むのではないかとということで、このことにより、作業路を付けるという価値も出てきます。

そういった事業が動こうとしているということが一つ歳出抑制につながるということになります。

委員からご意見のあった分収契約の見直しについてですが、どうしても保育しなければならない木があるのが現状です。

スギは40年、ヒノキは45年で標準的な伐期になると言われています。

しかし、残念ながら、それでは木材の価値がないということで、契約期間を延長し、もっと大きな木まで育てていかざるを得ないという事情があります。

森林整備促進のためにエネルギーを利用する施策が動いているということで、何らかの形で歳出抑制につなげることがあるのではないかと考えています。

委員長 間伐材のより価値ある利用法の研究という代替案の提案が所管部局からありました。

それでは、今後の流れとしては、この後、委員でもう一度まとめの検討を行います。

本日の議論を踏まえて意見の削除や新しい意見の追加する関係上、文章の確定は今日中にはできませんが、次回の委員会までに事務局と相談して外部評価結果（案）を作成し、次回の委員会の冒頭で、委員で確認し、外部評価

結果としてまとめたいと考えています。

個人的な感想になりますが、林業の振興ということについては、全国的に問題になっていて、京丹後市でも重要な問題になっているということはよく分かりました。

市の職員側にも、専門性や林道作りのセンスが問われる分野だということ はよく理解できました。

しかし、長期間の視点を持って取り組んでいかなければならないこと、また、時には大胆に決断をしなければならぬということもあり、人事異動などいろいろとあり、職員にとっては非常に難しい面がある分野だということが分かりました。

そういった意味でも、所管部局での能力の継承やセンスを磨くということにも是非とも御配慮いただき、今後も行政運営に当たっていただきたいと思 いました。

2回に渡りありがとうございました。

(所管部局退室)

委員長 では、要点を確認しますと、どこに入れるのかということになりますが、先ほどの委員からの意見を、2の事業構成か3の施策の見通しのところに入れるかというのが1点、歳出抑制については、1行目と2行目は残し、委員会から提案している(1)と(2)のアイデアは削除して、代わりに所管部局から説明のあった間伐材の適切な、価値ある利用法を研究・検討していく というような文面を入れるということですね。

大きな問題としては、全般的に経営としては目論見が大きく外れてしまっ た中でどこを残してどこをやるのかという話を、どこに書き込むのが最も効 果的に見えるかということになりますが、いかがでしょうか。

委員長 個人的には、3の施策の見通しという気がしています。

後は、3の何番に書くべきかというレベルの問題かと思っています。

委員 整理しやすい場所に入れていただければと思います。

委員長 単純に考えると、施策の見通しの意見の最後に追加して、念押しをすると

という意味で（５）として追加することになると思います。

委員 それで良いと思います。

委員 施策の見通しの（２）に分収造林という文言があります。

この文章で一層の活用とある部分を、見直しや整理と言葉を変えていくと意見の趣旨が含まれるかなと思います。

分収という言葉が出てくるのは、ここくらいかと思いますので。

そこに個人との契約が入ってくるのかどうか守備範囲が分かりませんが。

委員長 そうですね。

ここは、森林総合研究所についての話ですので、一緒にしたほうが良いのかということはありませんね。

事務局にも確認しますが、外部評価結果（案）を作成するに当たり、どの部分で整理すると収まりが良いと思いますか。

事務局 施策の見通しの（４）の内容を、現在契約しているものについても前倒しで検討してはという御意見ですので、（５）として整理できると思います。

また、（４）についての更に進んだ御意見ということで、歳出抑制の部分で提案として追加するという整理も可能と思われます。

委員 そうであれば、（５）として追加されたほうが良いと思います。

委員長 では、（５）を作るということと、歳出抑制の視点にもう少し文書を加えるということですね。

1行目は、内部評価で出された考え方は妥当なので行ってくださいということで、基本的な考え方で、人工林を一生懸命やるという発想自体を変えて、損失をなるべく少なくする局面になっているのではないかという話をもう一度書いた上で、2行目のなお書きのアイデアとしては、間伐材のしっかりお金になるような使い方を工夫していただきたいということを書いて終わりとしましょうか。

本日の施策評価としては、これで終わりにして、次回の委員会でもう一度簡単に確認することにしましょう。

それを所管部局に見てもらい、何か所管部局から意見があれば伺うということにしましょう。

事務局 本日の議論の中で、所有者確定に向けた取組をという御意見がありました

が、御意見としてはよろしいでしょうか。

委員長 そうですね。

委員 大事なことだと思います。

委員 それと所管部局から説明のあった間伐材の利用による発電について、これは林業という事業だけを見たときの損得だけでなく、ほかの部分で燃料代の節約などにつながれば、林業の振興単独の損得だけでなく、総合的に見て、別の部分で削減に結び付くという見方もできると思います。

また、薪ストーブという話もありましたが、もし、それが事業として成り立つのであれば、新しい産業の掘起こしにもつながります。

それを学校などで利用していけば、ということも考えられます。

委員長 先ほど説明のあったペレットなどがそれに当たるんでしょうね。

この部分について、何か具体的なものを書くほうが良いのか、漠然と価値のある利用をと書くほうが良いのかどちらにすべきでしょうか。

委員 具体的な言葉を聴いた方が、光明が差すような気がします。

委員長 それでは、具体的に書くこととしましょう。

委員 森林というのは、上手に使えば、価値が出てくるものだと思います。

材木にして売るだけなのかという気はします。

事務局 今のご意見は、新しい産業の創出という意味合いなので、市が事業を実施するのではなく、事業の創設に向けた検討を市が行うと、実際の事業は民間でやっていただくということでもよろしいでしょうか。

委員長 そうですね。

委員 市が、そういったことにまで実施するのではなく、計画を立てて管理していくということでないかと、ただできえ、市が行っている事業はたくさんありますので、専門的なものは専門家に任せていくべきと思われます。

委員長 それでは、歳出抑制の視点のところ、間伐材のより有効な利用ということで、例としてチップを利用した発電や暖房のようなということで例も挙げて書くことにしましょう。

所有者確定に向けた取組については、施策の見通しの（６）にして、所有関係の明確化を図るべきということを目指しましょう。

委員 そうですね。

委員長 はい、ありがとうございました。

● 外部評価結果（案）の確認（第3回京丹後市行政評価委員会における意見の要旨）

委員長 続きまして、資料4を御覧ください。

林業の振興について、再修正された外部評価結果（案）になります。

前回の趣旨通りになっているかどうか御確認ください。

私から説明させていただきますが、施策の見通しの（2）の意見について、文言の変更があるということ、（5）と（6）が増えたということ、歳出抑制の部分の書き方が全面的に変わっています。

委員 分収契約を解除するということは画期的なことになるのでしょうか。

委員長 そのように思われます。

行政評価の視点から、ここまで踏み込んで、是非しっかり考えてくださいということの意味は大きいと思います。

委員長 後段の部分もよろしいでしょうか。

チップを利用した間伐材の有効活用という所管部局からの代替案ですが、市と民間業者の役割分担についてもこのような理解でよろしかったでしょうか。

委員長 特に何もなければ、この内容ということにしましょう。

後で、別の施策を評価していく中で、追加したい部分があったり、気になったりということがあれば、いつでも検討できますので、言っていただければと思います。とりあえずこの内容で決まりということにしましょう。